

5 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 29 年 5 月 12 日 (金) 午後 1 時 30 分
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、
6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、9 番 森園秀一、10 番 田名部和義、
11 番 古舘傳之助、13 番 堰端治、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、
17 番 林善嗣、18 番 下舘敏、19 番 籠田悦子

欠席した委員

12 番 田中忠二

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農地 G L) 寺沢智幸、農政 G L 村上司

主幹 大里知矢、技師 奥山成美、主事 田中野

部会長

ただいまから農地部会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1
部会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、16番 釜石幸史朗委員、17番 林善嗣委員、両氏を指名いたします。

日程第2
部会長

次に、日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から説明願います。

古舘委員

去る4月28日、鳥喰委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1ページ番号18番から21番まで調査をしましりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条18番、19番

18番と19番ですが受人が同一ですので、一括して報告します。調査には、受人と18番の渡人は委任状を持って代理人が、19番の渡人は本人が出席しました。両者の関係は、18番、19番ともに特になしです。態様別は、いずれも賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、18番の渡人は労力不足、19番の渡人は受人の要望です。18番、19番ともに申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。作付計画は、18番は水稻、19番はピーマンです。通作距離は、18番は15km、19番は16kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験なし。地域農業への影響はなしです。年金、税猶予等はありません。世帯員は女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況は、トラック2台、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を父親から借用するそうです。

3条20番

続きまして20番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小ということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の

作付計画は、水稻、ねぎです。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離2km。耕作道あり。受人の耕作地はなし。休耕地・山林地なし。取得する畑については、農地集団化なし、宅地化ありで、取得する田については、農地集団化あり、宅地化なしです。農業経験2年、地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男8人、女4人で、うち農業専従者は男2人、女2人でございます。それ以外の8人は全て子どもです。農機具保有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、軽トラック2台を所有しております。

3条 21番

続きまして、21番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は親戚で、態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、市内在住の息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例でございますが、渡人は平成26年6月と平成27年12月に田を、平成29年2月に畑を取得しており、規模拡大を図っていましたが、父親が病気になってしまい、労力不足になったことから、今回、田を手放すそうです。申請地周囲の状況でございますが、通作距離2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験45年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等ございません。受人の労働力ですが、世帯員は女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3
部会長

次に、日程第3、議案第20号、平成29年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第20号、平成29年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借2件の計3件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手3名で、利用権設定面積は9,101㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番、2 番	番号 1 番、2 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 3 番	番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り 5,000 円でございます。 公告年月日は、平成 29 年 5 月 18 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
部会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 4 部会長	次に、日程第 4、議案第 21 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。
鳥喰委員	鳥喰から報告します。去る 4 月 28 日、古館委員と別館 7 階会議室 A において、議案第 21 号の 2 番を調査して参りましたので報告します。資料 5 ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。
4 条 2 番	番号 2 番ですが、調査には、代理人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備施設です。実施計画は、平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 6 月 2 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地の周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、青い森鉄道北高岩駅から東側約 800m に位置し、畑・住宅に囲まれ、市道に接続し、用排水路はありません。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は土質が悪く、標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。 以上で、報告を終わります。
部会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5
部会長

次に、日程第 5、議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

鳥喰委員

鳥喰から報告します。去る 4 月 28 日、古館委員と市庁別館 7 階会議室 A において、議案第 22 号の 9 番から 11 番を調査して参りましたので報告します。資料 7 ページをお開き願います。いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 9 番

9 番ですが、高速道路の上に架かっている県道、通清水橋の補修工事を行うための一時転用です。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は賃貸借。転用目的は県道櫛引上名久井三戸線橋梁補修工事の現場事務所用地で、仮設ハウス、仮設トイレ、仮設資材庫、仮設東屋を各 1 棟と資材置場、駐車場として利用します。実施計画は、平成 29 年 5 月 20 日から平成 30 年 3 月 19 日。10 ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡区域内ですが届出不要、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、仮設フェンスを設置します。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約 1.5km に位置し、畑に囲まれ、県道に接しております。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外にあたるためです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は全てなしとなっております。

5 条 10 番

続きまして 10 番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与で、転用目的は住宅 1 棟と物置 1 棟建築です。実施計画は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要で事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立白銀南小学校から南側約 600m に位置し、畑・宅地に囲まれており、市道に接しております。農地区分は第 2 種農地。許可相当と判断した理由は、申請地は住宅に囲まれており、市街化区域に近い農地であるためです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は全てなしとなっております。

5 条 11 番

続きまして 11 番ですが、調査には、受人、渡人とも代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与で、転用目的は住宅 1 棟と車庫 1 棟建築です。実施計画は、平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置し、敷地内をアスファルト敷きにします。立地条件は、八戸市立南郷図書館から南西側約 300m に位置し、畑・宅地に囲まれており、市道に接しております。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、集落接続が不許可の例外にあたるた

めです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第23号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

奥山技師

事務局の奥山からご報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料9ページ番号32番から資料13ページ番号44番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7、日程第8
部会長

次に、日程第7、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届

	出の4月分でございます。
	まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条届出10番	番号10番、転用目的は通路でございます。
4条届出11番	番号11番、転用目的は宅地拡張でございます。
4条届出12番	番号12番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページをお開き願います。
4条13番	番号13番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
	続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条届出42番、43番	番号42番、43番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出44番	番号44番、転用目的は太陽光発電設備施設でございます。
	次ページをお開き願います。
5条届出45番	番号45番、転用目的は資材置場・駐車場でございます。
5条届出46番～47番	番号46番、47番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをご覧ください。
5条届出48番～50番	番号48番、49番、50番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条届出51番	番号51番、転用目的は住宅2棟建築でございます。
5条届出52番、53番	番号52番、53番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをご覧ください。
5条届出54番～56番	番号54番、55番、56番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条届出57番	番号57番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出58番	番号58番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条届出59番	番号59番、転用目的は店舗兼住宅1棟建築でございます。
	次ページをご覧ください。
5条届出60番～62番	番号60番、61番、62番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
部会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第9 部会長	次に、日程第9、報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局から報告願います。

奥山技師	事務局の奥山からご報告いたします。資料の 25 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 8 番	番号 8 番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解約で、補償等はなしとなっております。 通知年月日は、平成 29 年 5 月 15 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
部会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 10 部会長	次に、日程第 10、報告第 27 号、農地改良届出についてを議題といたします。事務局から報告願います。
奥山技師	事務局の奥山からご報告いたします。資料の 27 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 3 番	番号 3 番。着工年月日は平成 29 年 4 月 20 日で、使用した土の採取場所は、五戸町大字浅水字関口地内でございます。 届出年月日、受理年月日は、平成 29 年 4 月 3 日でございます。
改良届出 4 番	番号 4 番。着工年月日は平成 29 年 4 月 20 日で、使用した土の採取場所は、五戸町大字浅水字関口地内でございます。 届出年月日、受理年月日は、平成 29 年 4 月 10 日でございます。 以上、報告を終わります。
部会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。
田名部委員	はい。
部会長	田名部委員。
田名部委員	改良届は具体的にどのような場合に提出されるものなのでしょうか。隣地へ影響が出ると思うのですが、同意した上で改良されているのでしょうか。
奥山技師	改良届は田んぼに土を入れる際に届け出ていることが多いです。隣合う田んぼの所有者からは同意書にはんこをもらっていただいているので、同意の上で改良されています。

田名部委員	改良後に苦情にならないように指導をお願いします。
部会長	そのほか、質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 11 部会長	次に、日程第 11、報告第 28 号、農地転用の制限の例外該当届出については、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告いたします。資料の 29 ページをご覧ください。 この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 4 月分でございます。 まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 ㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。 申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
例外該当届出 3 番、4 番	番号 3 番、4 番、転用目的は、いずれも農業用倉庫 1 棟建築でございます。 申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。 以上、報告を終わります。
部会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 12 部会長	次に、日程第 12、報告第 29 号、農地転用の制限の例外該当届の事業計画変更届出について、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告いたします。資料の 31 ページをご覧ください。 この案件は、農地転用の制限の例外該当届の事業計画変更届出の 4 月分でございます。ページ内の上段が当初事業計画、下段が事業計画変更後となっております。 申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。 当初事業計画は、平成 28 年 12 月 1 日に受理したもので農業用倉庫 1 棟建築という内容でしたが、今回の計画変更では農業用倉庫をもう 1 棟増築することとし、申請地を再測量した結果、事業面積に変更が生じたことから、事業計画変更届出を平

成 29 年 4 月 12 日に受理したものでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

部会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会いたします。

(閉会 14 時 00 分)